

## 第2回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月24日(木) 午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農地法5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第2回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、5番 佐藤委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

**【出席した内容について口頭で報告】**

- ・農業委員会中越協議会総会

期日：8月8日（火）

会場：柏崎市「柏崎市産業文化会館」

出席者：内藤会長、事務局五十嵐

- ・新規農業委員、農地利用最適化推進委員研修会

期日：8月9日（水）

会場：長岡市「さいわいプラザ」

出席者：

- ・農業委員 岡田委員、佐藤委員

- ・農地利用最適化推進委員

吉水委員、田中委員、権田委員、小柳委員、内藤委員

- ・事務局 五十嵐

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請  
について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

申請地につきましては、まず譲渡人が昭和50年にこの農地を取得し、それから5年程は畑としてそば等を植えていましたが、現在は草刈り等の自己保全管理のみをしている状態であります。

この度譲受人が資材置場として使用したい、とのことから今回の許可申請に至りました。

申請地につきましては、第2種農地に該当し、周辺農地への影響はないと思われまます。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番 8月4日に事務局、譲渡人と一緒に現地調査をいたしました。詳細は先ほど事務局の説明したとおりです。写真にある通り周囲は山林で農地は無く、許可に関して特段異論はないと思われます。

議 長 ただいま事務局、担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて事務局より説明願います。

議案第2号農地法の適用を受けない事実確認願いについて、2件の申請がありました。まずNo.1について説明いたします。

#### 【議案書に基づいて内容を説明】

申請地は、擁壁と裏の山林に挟まれた状態になっています。登記地目は畑となっておりますが、少なくとも申請者一家が町から転出した昭和27年からは耕作していないとのことでした。現状は雑木等が生い茂るなど原野化しており、農地としての再生は不可能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの（オ）【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの】に該当すると判断いたしました。

続いてNo.2について説明いたします。

#### 【議案書に基づいて内容を説明】

申請地は、山林の中に点在しております。登記地目は田及び畑となっておりますが、過去の土砂災害等により地盤が軟弱になり、それ以降は耕作していないとのことでした。現状は雑木等が生い茂るなど原野化して、農地としての再生は不可能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの（オ）【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっ

いるもの】に該当すると判断いたしました。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員である私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。8月9日に私と地区担当の農地利用最適化推進委員である小柳委員、事務局で一緒に現地調査をいたしました。詳細は先ほど事務局の説明したとおりです。非農地とすることに関して特段異論はないと思われ  
ます。

議 長 ただいま事務局、担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成29年8月24日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
3 番 ⑩

議事録署名委員  
5 番 ⑩